



特定非営利活動法人ミラクルプラネット定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ミラクルプラネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県福山市引野町東401番地に置く。
この法人は、従たる事務所を神奈川県逗子市沼間一丁目15番10号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地球上の全ての自然と人類が共存できる地球環境の保全及び地球温暖化防止に係る事業を行い、美しい地球を守り環境の保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成する為、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ケナフの栽培に関する事業
- (2) ケナフの利用推進及び普及に関する事業
- (3) 地球環境の調査に関する事業
- (4) 環境教育の推進に関する事業
- (5) 前各号の事業を達成するため必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体



(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、参加又は協力支援する個人及び団体

(会員の資格)

第7条 正会員又は賛助会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 正会員

この法人の趣旨を理解、賛同し、その活動に積極的に参加できること。

(2) 賛助会員

この法人の趣旨を理解、賛同し、その活動に積極的に参加又は協力支援できること。

(入会)

第8条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認める時は、正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員として入会するものは、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 正会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

(1) 脱会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会において総正会員の5分の4以上議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。



(抛出金品の不返還)

第13条 退会し、又は除名された正会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び選任)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、1人を常務理事とする。
- 3 役員は、総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者若しくは3親等以内の親族が役員総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねる事ができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故あるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄丁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。



(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会において総正会員の2分の1以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 第12条の規定は、前項の規定により解任しようとする場合に準ずる。この場合において第12条中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬をうけることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び職員)

第20条 この法人に、理事会の推薦を経て、若干名の顧問を置くことができる。
この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)



第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他この法人の運営に関する重要事項

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の4以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の定数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を、同第3項第2号及び第3号の請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

4 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記



載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長はその総会において、出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第27条 会議は、その会議を構成する正会員又は、理事の定数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(表決権等)

第29条 各正会員及び理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員若しくは、他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員又は理事は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会又は理事会の議決について、特別の利害関係を有する正会員又は理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数又は理事の定数及び現在数

(3) 会議に出席した正会員数又は理事数(書面表決者又は表決委任者ある場合には、その数を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。



第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第33条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第36条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第37条 予算作成後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書



類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の5分の4以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第42条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の5分の4以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち類似の目的を持つ他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の5分の4以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。



第8章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報にて掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第46条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。
理事長 寄高英樹
副理事長 三谷謙一
理事 柏原義徳
監事 山口万里子
同 武本達夫
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
入会金	1000円	5000円
年会費	1000円	5000円
(2) 賛助会員	個人	団体
年会費	1口 10000円	1口 100000円

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

平成13年2月2日

特定非営利活動法人

ミラクルプラネット

理事長 寄高英樹

